

## ふじ社会保険労務士事務所事務所便り

特定社会保険労務士 木村藤子 〒569-0078 大阪府高槻市大手町 3-17-102  
 電話:090-2102-3887 FAX:050-3164-7326 mail:info@fujisr.ne.jp

## 令和7年度の雇用保険料率が引き下げされます

厚生労働省は、令和7年度の雇用保険料率の案内を公開しました。令和5年4月～令和7年3月までの保険料から0.1%引き下げとなりました。

## ◆一般の事業の雇用保険料率

労働者負担と事業主負担あわせて14.5/1,000となります(令和7年3月までは15.5/1,000)。失業等給付・育児休業給付の保険料率が労働者負担・事業主負担ともに6/1,000から5.5/1,000に変更になったことで0.1%引き下げられました。

事業主のみ負担となる雇用保険二事業の保険料率についての変更はなく、3.5/1,000です。

## ◆農林水産・清酒製造の事業

農林水産・清酒製造の事業の雇用保険料率は労働者負担と事業主負担あわせて16.5/1,000となります(令和7年3月までは17.5/1,000)。

## ◆建設の事業

建設の事業は労働者負担と事業主負担あわせて17.5/1,000となります(令和7年3月までは18.5/1,000)。

## &lt;令和7年度の雇用保険料率&gt;

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	雇用保険二事業		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	<b>5.5/1,000</b>	<b>9/1,000</b>	<b>5.5/1,000</b>	3.5/1,000	<b>14.5/1,000</b>
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<b>6.5/1,000</b>	<b>10/1,000</b>	<b>6.5/1,000</b>	3.5/1,000	<b>16.5/1,000</b>
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	<b>6.5/1,000</b>	<b>11/1,000</b>	<b>6.5/1,000</b>	4.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和5年以来の変更となります。御社の賃金の締め日を確認し、雇用保険料の控除額のミスがないよう注意しましょう。

※新しい雇用保険料率で計算するかどうかは、「4月に支払義務の確定した賃金」であるかどうかです。

具体的には、4月1日以降に締日が到来する給与等から、新しい料率が適用されます。

### パートの社会保険料を企業が肩代わり全額還付へ(2/27)

厚生労働省は、パート従業員(標準報酬月額ベースで年収106万円～151万円程度の者)の社会保険料を会社が肩代わりする特例を、令和8年10月から3年間の時限措置として実施する調整に入りました。従業員50人以下の企業などを対象に、肩代わりした保険料の全額を企業に還付する方向です。財源には社会保険料を充てます。肩代わりの割合は指針に基づいて決まり、特例を利用してもパート従業員が将来受け取る年金額には影響しません。

2025年(令和7年)3月分(4月納付分)から協会けんぽの健康保険料率および介護保険料率が改定されます

### 【健康保険料率】

健康保険料率は都道府県によって異なります。

保険料率の詳細は、全国健康保険協会（協会けんぽ）ホームページの[令和7年度都道府県単位保険料率](#)をご参照ください。

大阪府 10.34%→10.24%

京都府 10.13%→10.03%

滋賀県 9.89%→9.97%

### 【介護保険料率】

介護保険料率は、1.60%から1.59%に改定されます。

詳細は、全国健康保険協会（協会けんぽ）ホームページの[協会けんぽの介護保険料率について](#)をご参照ください。

※改定されるのは3月分の保険料です。

健康保険料・介護保険料および厚生年金保険料の納付期限は翌月末日です。

改定されるのは4月納付分の健康保険料と介護保険料です。（厚生年金の保険料は変更がありません）

御社の社会保険料をいつ支給の給与から控除しているのかのご確認のうえ、変更をしてください。

※組合管掌健康保険については、健康保険組合ごとに保険料率が決定されます。変更内容や変更時期はご加入の健康保険組合にご確認ください。

5 押印を削除

## 2025年1月から、「離職票」をマイナポータルで受け取れるようになりました

「離職票」（正式名称は「雇用保険被保険者離職票」 離職後に雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受給するために必要となる書類）

現在は離職前の事業所からお送りしていますが、本年1月20日から、希望される方にはマイナポータルを通じて直接受取できるようになっています。

ただし、

- あらかじめマイナンバーをハローワークに登録していること

- マイナンバーカードを取得し、マイナポータルの利用手続きを行うこと

- 事業所が電子申請により雇用保険の離職手続きを行うこと

などの要件が必要です。

※弊所ではこの手続きは電子申請より行っています。

退職される社員さんが希望される場合は予めご準備をお願いします。

[「離職票」をマイナポータルで受け取りできます](#)をご参照ください。

### 3月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

15日

- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所得税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限 < 昨年度分 > [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 個人事業者の消費税の

### ～当事務所より一言～

2月は逃げると言いますが、本当に早く過ぎていきました。

北陸や東北では大雪、東北の太平洋側では大規模な参院火災など災害も発生しています。1日も早く収束しみなさまに穏やかな日々の生活が戻ることを祈っております。

春を迎えるにあたり法改正や色々な改正がたくさんあります。育児介護休業法の改正では就業規則の改定も必須となっています。弊所では3月5日にはセミナーを開催、就業規則の改定のご依頼も承っております。お気軽にお問合せください。